

福岡県ソフトテニス連盟規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本連盟は、福岡県ソフトテニス連盟(以下「連盟」という。)といたし、公益財団法人日本ソフトテニス連盟及び公益財団法人福岡県体育協会に所属する。

第2条 (事務所)

本連盟の事務所は、次に掲げるところに置く。

〒814-0015

福岡県福岡市早良区室見 2-16-21 カルチェ室見 302 号

福岡県ソフトテニス連盟事務局

TEL:092-215-0782 FAX:092-215-0783

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本連盟は、福岡県内のソフトテニスの普及及び発展を図り、県民の健康増進とスポーツ精神を養い、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本連盟は、第3条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 福岡県内におけるソフトテニス競技会の実施
- (2) ソフトテニスの普及発展のための宣伝及び指導
- (3) ソフトテニスに関する講習会等の実施
- (4) 日本ソフトテニス連盟の諸施策に対する協力
- (5) 他の団体が開催するソフトテニス競技会の後援及び協賛
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 加盟団体

第5条 (組織)

本連盟は、第4条の目的に賛同する次の事項に掲げる団体を、理事会の承認を得て加盟団体とし組織する。

- (1) 福岡県内の市、郡、町または村を代表するソフトテニス競技団体
- (2) 福岡県内の大学、高校、中学校または小学生を代表するソフトテニス競技団体
- (3) 福岡県内における家庭婦人を代表するソフトテニス競技団体
- (4) 福岡県内における壮年を代表するソフトテニス競技団体

2.前項第1号に規定する市、郡、町または村を代表するソフトテニス競技団体を置くことが困難な場合、理事会の承認を得て隣接する市、町または村と合併することを認める。

第6条（加盟）

本連盟に加盟する団体は、加盟申込書、会員登録関係書類を会長に提出することとする。

第7条（加盟団体の義務）

本連盟に加盟する団体は、その団体に所属するクラブ・同好会・愛好会・その他団体に本連盟の事業を周知し、連盟規約第2章 第3条・4条の達成のため協力しなければならない。

第8条（会費）

加盟団体は、理事会において別に定める支部負担金を毎年度5月末までに納入しなければならない。

2.納入された支部負担金は、いかなる事由があっても返還しない。

第9条（資格の喪失）

加盟団体は、次の各号の事由によって資格を喪失する。

- (1) 本連盟を脱退したとき。
- (2) 加盟団体を解散したとき。
- (3) 本連盟を除名されたとき。

第10条（脱退）

本連盟を脱退する団体は、事由を付した脱退届けを提出し、理事会の同意を得なければならない。

第11条（除名）

本連盟の加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て会長が除名することができる。

- (1) 加盟団体としての義務に違反したとき。
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為があったとき。
- (3) 本連盟の支部負担金を2年以上滞納したとき。

第4章 役員

第12条（役員）

本連盟は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長（事務局長含む） 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 常任理事 若干名

(7) 理事 原則として40名以内

(8) 監事 2名

(9) 評議員 各支部1名

2. 本連盟に名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与を置くことができる。

第5章 役員の選任・任務・任期及び解任

第13条 (役員の選任)

本連盟役員の選任は、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長は、理事会の推薦に基づいて総会の決議により決定する。

(2) 理事及び監事は、理事会の推薦に基づいて総会の決議により会長が委嘱する。

(3) 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選により会長が委嘱する。

(4) 理事については、以下の地区、団体、及び理事長推薦により選出する。

福岡支部・北九州支部・大牟田支部・豊前支部・久留米支部・飯塚支部

中間支部・行橋支部・直鞍宮若支部・田川地区支部・宗像地区支部

粕屋郡支部・大野城支部・那珂川支部・筑紫野支部・太宰府支部・小郡支部

柳川支部・浮羽支部・小体連支部・中体連支部・高体連支部・学連支部

OG連支部・理事長推薦若干名

(5) 評議員は、第5条1項に定める支部から選出された者をもってあて。会長が委嘱する。

2. 本連盟の名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、会長が委嘱する。

第14条 (役員の任務)

本連盟役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 理事長は、本連盟を事務的に代表し、会長の命を受けて会務を執行する。

(4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(5) 会計は、各委員会を含む本連盟の会計事務を職務する。

(6) 監事は、本連盟の収支、財務を監査する。

(7) 評議員は、本連盟の収支、運営、行事に関する主要事項を審議し、総会決議事項を所属加盟団体へ連絡及び執行の任にあたる。

2. 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、本連盟の主要事項について会長の諮問に応じる。

第15条 (監事の任務)

監事は、本連盟の会計を監査し、総会、理事会、常任理事会に出席して意見を述べる。

第16条(役員の任期)

1. 役員の任期は、事業年度の始期から2ヶ年とし、再任は妨げないものとする。
2. 補充により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了の後も、後任者が就任するまでの期間、その職務を行うものとする。

第17条(役員の解任)

役員が次に掲げる各号の一に該当するときは、理事会及び総会構成員の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

- (1) 心身の理由によって職務の執行に耐えうることができないと認められたとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為が認められたとき。

第6章 総会、理事会、常任理事会、役員会

第18条(会議)

本連盟の会議は、総会、理事会、常任理事会、役員会とする。

2. 会議は、構成員の過半数の出席者により成立するものとする。
3. 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定し、可否同数のときは議長が決する。
4. 会議に出席できない場合は、他の出席者に書面で委任することにより、議決権を行使することができる。

第19条(総会)

総会は、決議機関であつて会長、副会長、理事長、副理事長、会計、常任理事、理事、監事及び評議員をもって組織するものとし、これを会長が招集する。

2. 総会の議決は、評議員の過半数によって決議する。
3. 総会の議長は、互選とする。
4. 総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に会長が招集し、本連盟の重要事項を決議する。
5. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または常任理事、理事若しくは評議員の2分の1以上から請求があった場合、会長は3週間以内に臨時総会を招集する。
6. 総会に付する事項は、事前に通知しなければならないものとする。

第20条(理事会・常任理事会・役員会)

理事会・常任理事会・役員会は必要に応じ理事長が招集する。

2. 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、常任理事及び理事をもって構成する。
3. 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計及び常任理事をもって構成する。
4. 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、その他必要により有識者を持って構成する。
5. 常任理事会及び理事会の決議は、持ち回り決議によることができる。
6. 緊急を要する場合、役員会もしくは常任理事会を開催し決議することができる。

第7章 委員会

第21条(委員会)

本連盟の事業を遂行するために、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会(事務局含む。)
- (2) 強化委員会
- (3) 普及委員会
- (4) 競技委員会
- (5) 資格委員会
- (6) 生涯スポーツ委員会

2. 前項に定める委員会の委員は、理事、評議員及び関係者等から会長が委嘱する。
3. 各委員会の業務については、別に定める。
4. 各委員会の委員長は、決定事項について常任理事会の承認を得るものとする。

第8章 資産及び会計

第22条(資産の構成)

本連盟の資産は、次の通りとする。

- (1) 加盟団体の会費及び登録料
- (2) 基金から生じる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 地方公共団体等からの補助金
- (5) 寄付金品
- (6) その他

第23条(資産の管理)

本連盟の資産は理事長が管理し、金融機関の預金等により安全確実な方法で保管すること。

2. 本連盟の第21条1項に定める委員会の資産は、各委員会の会計が管理し、金融機関の預金等により安全確実な方法で保管すること。
3. 各委員会の会計は、会計帳簿を年2回(7月・12月)総務委員会に提出し、報告すること。

第24条(経費の支弁)

本連盟の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁する。

第25条(事業計画及び収支予算)

本連盟の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に総務委員会が作成し、総会の議決を得るものとする。

2. 本連盟の収支決算に剰余金が生じたときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基金として編入し、または翌年度へ繰り越すものとする。

第26条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

2. 本連盟の会計に、特別会計を設けることができる。

第9章 規約の変更

第27条（規約の変更）

本連盟の規約の変更は、総会の決議を要する。

第10章 細則

第28条（細則）

本規約の施行に関し、必要な細則は理事会に諮って会長が定める。

附則（施行期日）

本規約は、平成17年4月1日より施行する。

附則（施行期日）

本規約は、平成19年2月17日より施行する。

附則（施行期日）

本規約改正後、平成20年2月16日より施行する。

附則（施行期日）

本規約改正後、平成21年2月8日より施行する。

附則（施行期日）

本規約改正後、平成22年2月7日より施行する。

附則（施行期日）

本規約改正後、平成23年2月6日より施行する。

附則（施行期日）

本規約改正後、平成27年2月2日より施行する。

設立年月日 昭和21年4月1日

福岡県ソフトテニス連盟

会長 加地 邦雄